

早田っ子サポーター会則

令和2年4月1日制定

第1条（名称等）

本会の名称を、「早田っ子サポーター」（以下「本会」）とする。

本会の事務局は代表者宅におくものとする。

第2条（目的）

早田小学校に通う子供達の身体的、精神的な健康と成長のために学校、PTA、地域などと協力して活動する。

第3条（会員）

1. 第2条に賛同する、早田小学校の保護者および地域の大人。

2. 第2条に賛同する大人で、本会が認めた者。

第4条（活動）

1. 本会は、第2条に基づく活動を行う。

2. 本会は、必要に応じて意見交換会や懇親会等を開催する。

第5条（会費）

原則、無料とする。

（懇親会等の費用については、都度徴収し、会員の個人負担とする。）

第6条（役員）

本会には、次の役員を置く。

（1）代表 1名

（2）副代表 若干名

第7条（役員の仕事）

代表は会務を統括し、本会の円滑な運営に努める。副代表はこれを随時代理する。

第8条（任期）

役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

第9条（選出）

役員は、早田小学校 PTA 副会長が兼務し、当該役員の中から早田小学校 PTA 会長の推薦により代表を決定する。

第10条（メールリスト）

1. 会員は、その情報交換・情報提供の手段として、本会 LINE グループに登録するものとする。

2. ただし、LINE での情報交換が困難な場合は別な手段を用いることとする。

第11条（プライバシーポリシー）

個人情報を収集する場合は、その都度利用目的を明示し、目的外の利用はしないものとする。

第12条（禁止事項）

本会を営利、政治、宗教などの目的に活用しない。

第13条（会則の変更）

本会の会則を変更する場合は、早田小学校 PTA 会長の承認を得なければならない。なお会則の変更の都度、会員へ周知することとする。

本会則は本会設立の令和2年4月1日より施行する。